

賃貸借契約解約申込書

(住所)

(氏名)

印

下記物件について賃貸借契約書の条項に基づき解除を申し入れます。
つきましては公共料金等の精算の上、家財一切の搬出を終了させ、鍵と本物件の明渡し・建物占有権放棄を下記明渡日までに行います。

万一、明渡しの遅延する事があれば理由の如何を問わず所有者の指示通りに行い、鍵の返還後に本物件内に残置した物品が存在した場合は、その所有権を放棄したものとし、賃貸人により搬出、処分されても一切異議申し立ては行わないこととします。(別途処分費が請求されます。)

又、上記事項により発生した損害は賠償致します。

(1) 解約申込物件			
物 件 名		号 数	
所 在 地			
契 約 者 氏 名			
解 約 申 込 日		解 約 日	
解 約 事 由			
立会い希望日時	年 月 日	時 ~ 時	※日祝日は立会い出来ません

(2) 精算金振込み口座 (※解約精算手続きに1ヶ月~2ヶ月程度掛かる場合がございます。)			
銀 行 名	銀行・信用金庫・信用組合		支店
口 座 番 号	普通・当座	右ツメ	
(フリガナ)			
口 座 名 義			

(3) 解約後の連絡先ご住所 (精算書送付先)	
住 所	〒
送 付 先 氏 名	
電 話 番 号	()
携 帯 電 話	()

解約時の注意事項

- ① 住宅は1ヶ月前予告となりそれまで家賃がかかります。
- ② 退去立会日までに公共料金の精算、火災保険・新聞・電話等の停止手続きをお願い致します。公共料金等未精算分があると解約精算が遅れる原因となります。
- ③ 荷物やゴミ等残置物がある場合 (ごみ分別がされておらず未回収の場合も含む) はその処分費用を請求させていただきます。
- ④ 本書面ご提出後の解約キャンセルは一切お受けできません。予めご了承ください。
- ⑤ 退去立会いが必要になります。日祝日以外で立会い希望日時をご記入下さい。調整が必要な場合は後日ご連絡させていただきます。